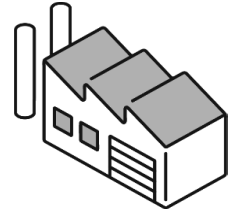


10月
開催

ダイオキシン類作業従事者 特別教育



— ダイオキシン類作業従事者特別教育とは —

事業者は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。（労働安全衛生法第59条第3項）
対象業務は次のとおりです。

- ☑ 廃棄物の焼却施設においてばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
- ☑ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
- ☑ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務
及びこれに伴うばいじん及び焼却灰その他の燃え殻を取扱う業務
(労働安全衛生規則第36条34号～36号)

※ 廃棄物の焼却施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号に掲げる
廃棄物焼却炉を有する施設を指します。

当協会におきましては、本講習が今年度最後の開催となります。
この機会にぜひ受講をご検討ください。

記

- 日程 **2024年10月25日(金) 9:20～14:30** 受付開始時刻8:50～
遅刻しますと、ご受講いただけませんのでお気をつけください。
- 会場 **(公社) 神奈川労務安全衛生協会** (横浜市中区相生町 3-63 ヤオマサビル 3F)
JR関内駅北口、または みなとみらい線馬車道駅5番出口 徒歩約5分
横浜市営地下鉄関内駅3番出口 徒歩約3分
- カリキュラム ダイオキシン類の有害性 (30分)、作業の方法及び事故の場合の措置 (1時間30分)
作業開始時の設備の点検 (30分)、保護具の使用法 (1時間)
その他ダイオキシン類のばく露の防止に関し必要な事項 (30分)
- 定員 66名 (先着順に受付し定員になり次第締め切りとさせていただきます)
なお、年少者労働基準規則第8条の規定により、
満18歳に満たない者は就業出来ませんのでご注意ください。
- 受講料
会員7,330円 テキスト990円 合計8,320円
一般8,380円 テキスト990円 合計9,370円

協会ホームページからインターネットでのお申込みは
こちらから <https://roaneikyo.or.jp>

お問い合わせ

(公社) 神奈川労務安全衛生協会



NET割引
300円有り

神奈川労務安全



TEL. 045-662-5965
FAX. 045-201-7122